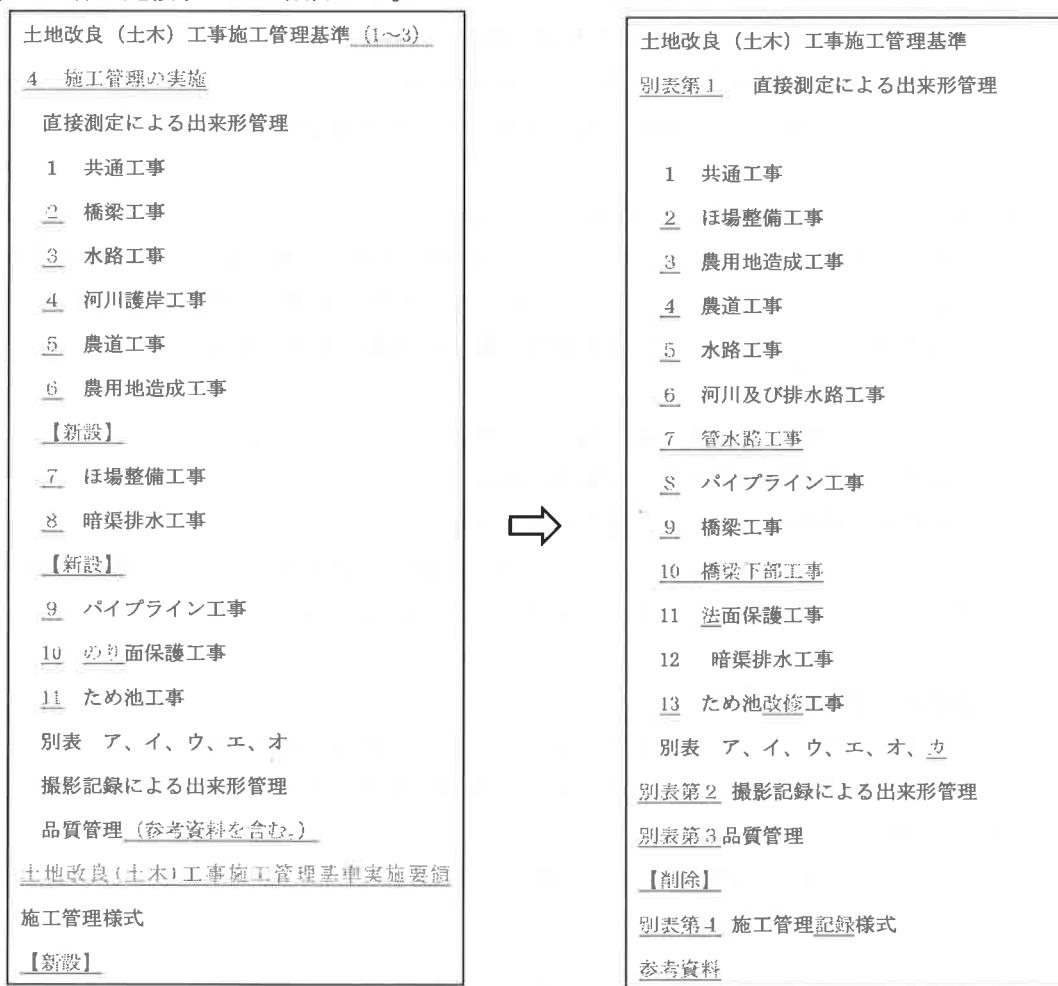


土地改良（土木）工事施工管理基準の主な改正内容について

1 構成等

農林水産省の基準を基本とし、「管水路工事」と「橋梁下部工事」を追加したが、本県で実施可能性が少ない「水路トンネル工事」、「フィルダム工事」、「頭首工工事」及び「海岸河川工事」は省いた。また「農道工事」は土木部の基準を準用し、「畑かん施設工事」は本県独自基準の「パイプライン工事」とし、土地改良（土木）工事施工管理実施要領は同基準と内容が重複するため削除した。



2 「建設工事標準請負契約約款」の改正との整合

土地改良（土木）工事施工管理基準中の「請負人」を「受注者」に改める。

3 生コンクリートの品質管理に単位水量測定を追加

生コンクリートの水分量測定を簡易に出来る計測機器が多数開発されたことから、品質管理の試験項目として追加した。

4 各種基準類との整合

(1) 電子化写真データの作成要領（案）（農林水産省）との整合

- ・「原則としてカラー撮影」 → 例外がないので原則を削除する。
- ・有効画素数（100万画素数以上）及び記録形式（JPEG）の規定を追加する。

(2) 日本工業規格（JIS）との整合

- ・高炉スラグ粗骨材の絶乾密度、吸水率及び単位容積質量による区分を表す記号について、JISA5011-1との整合を図り改正する。
「高炉スラグ粗骨材 A」「高炉スラグ粗骨材 B」
→ 「高炉スラグ粗骨材 L」「高炉スラグ粗骨材 N」

(3) (社)日本下水道協会規格（JSWAS）との整合

- ・遠心力鉄筋コンクリート管について、JSWAS 規格に記載されている「下水道用鉄筋コンクリート管の抜け出し長」との整合を図り、「B型」、「NB型」、「NC型」の各管種ごとにジョイント間隔管理基準値・規格値の見直しを行う。

(4) コンクリート標準示方書（施工編）との整合

- ・細骨材の密度及び吸水率の規格値を制定する。
- ・粗骨材の密度及び吸水率の規格値を制定する。
- ・レディーミクストコンクリート圧縮強度試験の試験基準について、構造物の重要度に応じて試験頻度の追加が可能となるよう記載の見直しを行う。

(5) 舗装施工便覧との整合

- ・舗装コンクリートの曲げ強度試験について、規格値の見直しを行う。
「試験結果の値が、配合基準強度と合格判定係数から算定する合格判定強度を下回らないこと。」
→ 「1回の試験結果は、予備強度の85%以上、3回の試験結果の平均値は予備強度以上」へ改正する。

(6) 土木部基準との整合

- ・路盤工・舗装工の試験基準及び規格値のA・B・C区分を廃止。
- ・現場密度試験等の試験基準について中・小規模の施工規模で区分へ改正。

国土交通省基準では規模が大きすぎるので、他県を参考に独自設定

	(中規模)	(小規模)
国土交通省	10,000 m ² 以上	10,000 m ² 以下
本県	2,000 m ² 以上	2,000 m ² 以下

- ・舗装工の厚さ、幅などの規格値について、中・小規模の施工規模で区分へ改正。

5 利便性の向上

(1) 工事書類の簡素化

- 施工管理の実施と提出内容について以下のとおり見直しを行う。
施工管理は、工事の進行にともない、速やかに実施し、
「その結果を隨時監督員に提出報告し、確認を受ける」
→ 「その都度管理図表に記録、適切な管理のもとに保管、監督員の求めに応じ速やかに提示、工事完成時に提出」へ改正する。

(2) 管水路工事（遠心力鉄筋コンクリート管、ダクタイル鋳鉄管）のジョイント間隔測定位置の図示及び統一的な測定方法を追加する。

(3) JIS 規格製品の名称の統一

- 「コンクリート二次製品」 → 「プレキャストコンクリート製品」

(4) 参考資料に「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）（国土交通省大臣官房技術調査課課長補佐事務連絡）の追加掲載した。

